

連結事業年度における外国税額の控除に関する明細書

御注意

信託法（平成18年法律第108号）の施行の日までの間は、「5」の「連結組合等損失額の損金不算入額」は「連結組合損失額の損金不算入額」として、「連結組合等損失超過合計額の損金算入額」は「連結組合損失超過合計額の損金算入額」として記載します。

別表六の二（二）の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が法第81条の15（連結事業年度における外国税額の控除）又は措置法第68条の91（特定外国子会社等に係る外国税額の控除）若しくは措置法第68条の93の7（特定外国法人に係る外国税額の控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

2 この明細書には、個別控除対象外国法人税額を課されたことを証する書類その他規則第37条の6各号（外国税額控除を受けるための書類）に定める書類又は租税条約実施特例法施行省令第10条第1項（みなし外国税額の控除の申告手続）に定めるみなし外国税額控除の適用を受けることができる旨を証する書類を添付します。

この場合、その添付に当たっては、できるだけ次の法人の区分に応じそれぞれ次によることとしてください。

(1) 連結親法人…連結確定申告書に添付する当該連結親法人の個別帰属額に関する書類に添付します。

(2) 連結子法人…当該連結子法人が所在地の税務署長に提出する個別帰属額等の届出書に添付します。

なお、連結確定申告書のこの明細書の下部余白には、これらの書類を個別帰属額等の届出書に添付した旨を記載してください。

3 「当期の連結控除限度額の計算」のうち、「限度額の計算の特例の適用がある場合」の各欄は、令第155条の29（連結控除限度額の計算の特例）の規定の適用を受ける場合（「各連結法人が納付した個別控除対象外国法人税額の合計額11」の金額が「計7」の金額の100分の50を超える場合）に記載します。